

～令和6年度より無償化制度を段階的に拡充しています～

※本事業は、令和7年度予算に係る大阪府議会での審議の結果、予算が成立しなかった場合、実施されません。あらかじめご了承ください。
※国の制度拡充に伴う変更などその他内容に変更が生じた場合は、大阪府及び大学のホームページ等で周知いたします。

大阪公立大学等に進学する学生・在学中の学生・保護者の皆様へ 大阪府の授業料等支援制度について



大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の高等教育の修学支援新制度（以下「国制度」といいます。）に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等（※1）に入学・進級する学生の授業料等の完全無償化をめざし、段階的に制度拡充を進めています。

※1 大阪公立大学、大阪府立大学・大阪市立大学



支援の対象となるには要件があります。要件については、「支援の対象となる要件」をご確認ください。

©2014 大阪府もずやん

I 制度の仕組みについて



©2014 大阪府もずやん

世帯収入目安 380 万円未満又は多子世帯（※2）に該当する場合は 国制度に申請を！（学部・学域生のみ（※3））

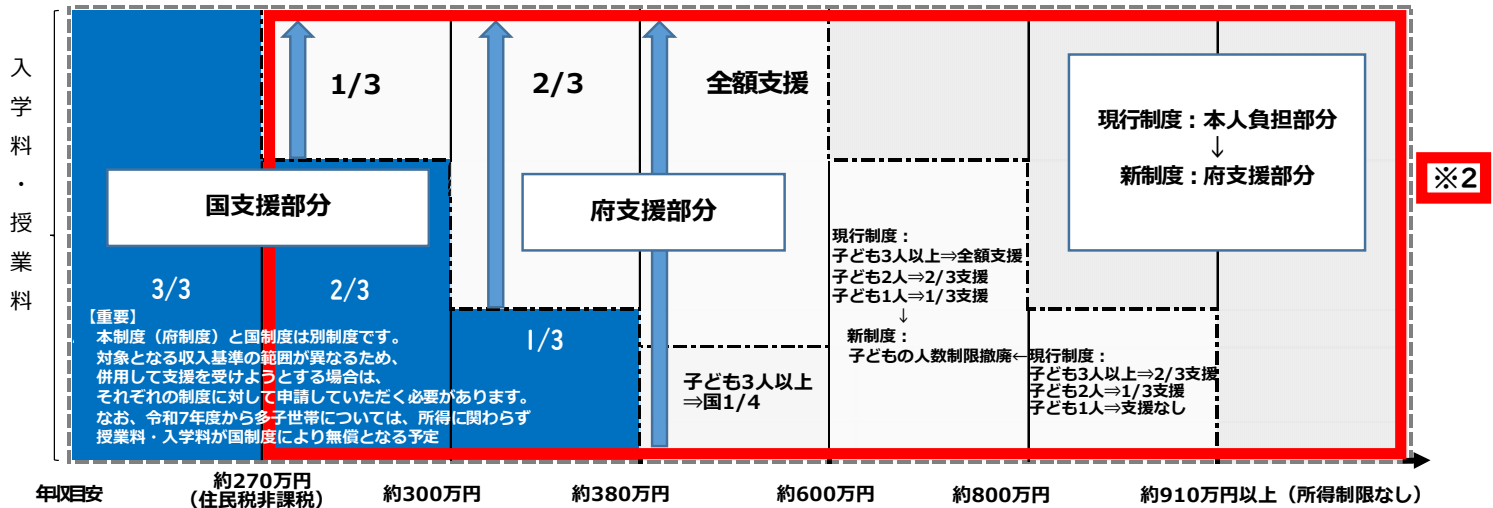
※2 国の制度改正として、令和7年度から、多子世帯（扶養される子ども3人以上の世帯）の学生等については授業料等を無償とする措置等が講ぜられる予定です。

※3 大学院生（博士課程・博士後期課程を除く）は、国制度の支援対象外のため、下記の「国支援部分」についても「府支援部分」となります。

チェックポイント 国制度に申請していない場合

- ◆世帯収入目安が約 380 万円未満又は多子世帯（※2）の場合は、府制度しか申請していないと、国制度対象分（下記国支援部分、令和7年度から多子世帯は授業料等全額（予定））の支援が受けられません。
なお、国制度は「給付型奨学金」の支給が別途あります。（世帯収入目安：約 380 万円未満（多子世帯は約 600 万円未満））
- ◆多子世帯（※2）については、所得に関わらず、令和7年度から拡充される国制度により授業料等が無償となる予定ですが、扶養の状況等により認定されない場合もありますので、国制度と府制度の両方の制度への申請をお勧めします。（申請していない場合、それぞれの支援が受けられません。ご注意ください。）

【支援の範囲】 入学金：282,000 円（府内在住者） 授業料：535,800 円<下のイメージ図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安>



（例）収入や申請の仕方によって支援額が変わります（令和7年度から多子世帯の学生については、全額国制度での支援となります。（予定））

国制度 3分の2 支援	国申請を行った ○	授業料全額免除（年間 535,800 円）
府制度 3分の1 支援	府申請を行った ○	
国制度 3分の2 支援	国申請をしなかった ×	授業料 3分の1 免除（年間 178,600 円）
府制度 3分の1 支援	府申請を行った ○	

<注意>
国制度の 3分の2 が
免除されません！



©2014 大阪府もずやん



国制度に該当するかどうかの目安については、日本学生支援機構のホームページで公開されている「進学資金シミュレーター」により、制度の対象となるかおおよその確認が可能となっています。ご活用ください。

II 府制度(所得制限なし)について(令和7年度予定)

1 授業料等支援額(入学料及び授業料)

減免	入学金(※6)	授業料(※5・※7)		
		前期	後期	年間合計
全額免除	282,000円	267,900円	267,900円	535,800円
2/3免除	188,000円	178,600円	178,600円	357,200円
1/3免除	94,000円	89,300円	89,300円	178,600円

<注意>

国制度対象となる場合は、
国制度を必ず申請してください。
申請していない場合は、
国制度対象分の支援が受けられません。



©2014 大阪府もずやん

※4 家計の経済状況に関する要件に関する認定結果(支援区分)に基づき、対象支援額の全額、2/3、1/3の減免を行います。

※5 法科大学院については、授業料が異なるため支援額も異なります。

※6 入学時の春申請(4月)に限り、入学金の免除が対象となります。⇒令和7(2025)年度入学者(大学院1年次のみ)が対象となります。

※7 「後期・継続申請」に係る継続申請(夏季実施)において、支援区分の見直しを行います。

※8 国の制度改正として約380万円～約600万円まで令和6年度から新たに1/4区分が設置されましたが、令和7年度よりは※9となります。

※9 国の制度改正として令和7年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ぜられる予定です。

2 支援対象となる要件(本制度による授業料等減免の支援を受けるためには、以下の要件を全て満たしている必要があります。)

(1) 学生等の要件

【令和7年度の対象者】

大学	区分	令和7年度対象学年
大阪公立大学 大阪府立大学 大阪府立大学	学部・学域	2年次～6年次 (5年次・6年次対象は生命環境科学域(獣医学類)と医学部医学科のみ)
	大学院(博士前期・修士課程)	1年次・2年次
大阪府立大学	法科大学院	2年次・3年次

【留意事項】

※11 留学生及び大学院の長期履修学生(育児・介護等の事情を有する者及びその他、相当の理由と学部等の長が認める者は含まない。)は対象とはならない。

⇒標準修業年限での修了が困難と判断される場合は対象となりません。

⇒現行制度の学業成績の判定で「廃止」の区分に該当した者は対象となりません。

ただし令和5年度末の「学業成績の適格認定」で「停止」の区分に該当し、令和6年度末の「学業成績の適格認定」で成績が継続相当に回復した者は令和7年4月より対象となります。

⇒過去に病気等の理由で休学し、修業年限内で卒業・修了する見込みのあるものは制度の対象となります。

詳細は府ホームページの制度に関するQ&Aでご確認ください。

(2) 府内在住要件(現行制度と基準日が異なります。)

【令和7年度の対象者】

学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に新制度の対象となる年度の4月1日を基準日として3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが必要です。

また、在学中に継続して支援を受けるためには、毎年度の基準日(4月1日)において、大阪府内に住所を有している必要があります。

(3) 国籍・在留資格等に関する要件

国籍等について、次のいずれかに該当すること。(国制度と同様)

① 日本国籍を有する者

② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者として本邦に在留する者

③ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

※上記以外の他、詳細は大阪府のホームページ(HPアドレスは4ページ参照)でご確認ください。

(4)大学等に入学するまでの期間等に関する要件

- ①大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学（学部・学域）
高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者（国制度と同様）
- ②大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学大学院（修士課程、博士前期課程）、大阪公立大学・大阪市立大学法科大学院
大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者で、入学した年度の前年度末年齢が24歳（※12）までの者
※12 前年度末年齢が25歳で入学した場合でも対象と認められるケースもありますので、詳細は府ホームページの制度に関するQ&Aでご確認ください。

(5)家計の経済状況に関する要件(撤廃)

<収入に関する基準><資産に関する基準>については、撤廃しました。

(6)学業成績等に関する要件

【新規申請者】

- ①大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学（学部・学域）
※本支援制度（現行制度・新制度）の支援を今まで一度も受けたことがない場合のみ
次のA、Bのいずれかに該当すること。
A. 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位2分の1以上であること。
B. 次のa及びbのいずれにも該当すること。
ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりaに該当しない場合は、bに該当することで要件を満たすこととします。
a. 累計修得単位数が標準単位数以上であること。（標準単位数の算定等の考え方については、国制度における取扱いと同様とします。）
b. 学修計画書の提出により、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。
- ②大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学大学院（修士課程、博士前期課程）、大阪公立大学・大阪市立大学法科大学院
※本支援制度（現行制度・新制度）の支援（学部・学域生の時を支援を除く）を今まで一度も受けたことがない場合のみ
学業成績に関する要件はありませんが、申請時に大学指定の研究計画書の提出が必要です。

【継続対象者または令和7年度に現行制度から新制度対象となる支援対象者（現行制度で支援「停止」中の者も含む）】

- ①大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学（学部・学域）
国制度と同様の適格認定における学業成績の基準を満たす必要があります。
- ②大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学大学院（修士課程、博士前期課程）、大阪公立大学・大阪市立大学法科大学院
標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと判断される場合は、支援を終了します。

Ⅲ 申請等手続きスケジュール



©2014 大阪府もずやん

府制度（所得制限なし）年間スケジュール予定

■チェックポイント 申請手続きは、決められた日程で提出してください。締切後は受付できません。

		2025年(令和7年)												
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現在府支援あり (継続手続き)	オンライン申請		継続書類提出	要件の確認・審査	成績適格認定			結果通知		府支援区分確認		国制度対象者申請手続き	結果通知	次年度継続手続き
	新規申請書類配布	オンライン申請	新規申請受付 マイナンバー提出	要件の確認・審査 府支援区分確認	成績適格認定 再支援の周知	国制度対象者 申請手続き								

詳細については、
UNIPAで確認!



©2014 大阪府もずやん

IV 府制度(所得制限なし)の申請資料について



★現在府制度(所得制限あり)で支援されている方は、以下の新規申請は不要です。
継続手続きをもって、府制度(所得制限なし)の新規申請として取扱いします。

入学してから現在までの間、一度も留年していない。※休学による留年を除く

はい

過去に【大阪府の支援】を受けていない。

受けていたが、収入・資産要件で停止中
→府制度(所得制限なし)の申請は、
継続手続きで行います。

受けていたが、成績要件で停止中
→2024年度末の適格認定(学業)後、支援再開対象者に大学から連絡します。(2025年3月下旬頃)

はい

学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に新制度の対象となる年度の4月1日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有している。

※単身赴任により、生計維持者が他府県に在住している方は、別途書類を提出することにより申請可能となる場合があります。

受けていたが、「廃止」になった。

→申請できません。

※大学院生で、
学部在籍時に「廃止」
となった場合は除く

はい

日本国籍を有している、または、特別永住者・永住者等。

はい

【学部・学域生】

高校を初めて卒業した年度の翌年度末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していない。

【対象となる者の例】 令和4年(2022年)3月に高等学校等を卒業 ⇒ 令和6年(2024年)度末までに入学した者

【大学院生】

大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者で、入学した年度の前年度末年齢が24歳までの者

※前年度末年齢が25歳で入学した場合でも対象と認められるケースもありますので、ご相談ください。

はい

新規申請可能です。申請資料をお取りください。

※府制度が申請可能であっても、府制度の授業料等減免の支援を受けるためには、2ページの「2 支援対象となる要件」の要件をすべて満たしている必要があります。
※府制度が申請可能であっても、所得区分や多子世帯等により国制度対象者(全額もしくは一部減免)である場合は、国制度の申請が別途必ず必要となります。申請等の手続きについては、大学からの指示に従ってください。(申請していない場合それぞれの支援が受けられません。ご注意ください。)

【申請手続きに関するお問合せ】

大阪公立大学学生課
大阪公立大学等授業料等支援制度担当
TEL : 06-6605-2102
MAIL : gr-gks-fusien@omu.ac.jp
大学の経済支援のホームページ
https://www.omu.ac.jp/campus-life/tuition/financial_aid/



大学ホームページ

【制度に関するお問合せ】

副首都推進局
公立大学法人担当
TEL : 06-6208-8877



府ホームページ

府制度(所得制限なし)のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/shin-musyoka/index.html>